

八代市立保育所民営化等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成17年八代市条例第167号）別表に定める保育園（以下「保育所」という。）の民営化等について検討するため、八代市立保育所民営化等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対し提言を行う。

(1) 次に掲げる事項の計画に関すること。

- ア 保育所の民営化
- イ 保育所への指定管理者制度の導入
- ウ その他保育所の民営化等に関し必要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係職員に対し会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

八代市市政協力員協議会会長 八代市地域婦人会連絡協議会会長 八代市民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会長 八代地域審議会が推薦する者 坂本地域審議会が推薦する者 千丁地域審議会が推薦する者 鏡地域審議会が推薦する者 東陽地域審議会が推薦する者 泉地域審議会が推薦する者 八代市保育協会会長
